セントラル工材株式会社行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。特に、従業員の育児・介護休業、子の看護・介護休暇、育児･介護のための時間外労働および深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて行動計画を策定するものである。

１．計画実施期間

令和４年　４月　１日～令和９年　３月31日までの　５年間

２．内容

目標１：**令和　４年１０月までに、育児･介護休業規定の詳細を再整備し、従業員に対して制度の周知や情報提供および相談体制の整備を実施する。**

＜対策＞

●令和　４年　４月～　全従業員に育児・介護休業取得への要望等を聴取
●令和　４年　７月～　社内管理部門での検討開始
●令和　４年　８月～　全従業員に規定改訂の説明会を実施
●令和　４年　９月～　従業員代表との労使要諦の締結
●令和　４年１０月～　就業規則（育児･介護休業規定）の変更届
●令和　５年　４月～　全従業員に育児・介護休業取得への要望等を聴取

毎年４月と１０月には、全従業員への聞き取り調査を行い職業生活と家庭生活の両立の支援を行う。また、管理職への周知及び社内打合せによる社員への啓蒙。

目標２：**令和　５ 年３月までに、従業員が子供・孫及び両親・祖父母の看護が必要なため短時間勤務を出来るよう利用しやすい制度を導入する。**

＜対策＞

●令和　４年　４月～　子育て・要介護者状況について実態を把握
●令和　４年　４月～　直ちに必要な育児・介護休業希望者への対応を検討
●令和　４年　５月～　就業規則外の休業・短時間勤務に向け先行実施
●令和　４年　６月～　全従業員に休業規定の周知を図り、取得への理解と状況を説明し、有給休暇取得の推進を計る。
●令和　４年 10 月～　半年に１回の管理職への周知と従業員との懇談会を開催し、制度の永続を計る。

尚、計画実施期間により良い雇用環境の整備が必要になった場合と、従業員から申し出等があった場合、直ちに検討・協議し行動計画の変更と、修正を行うものとする。